

平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会  
第 4 回会議要旨

<開催日>

平成 25 年 7 月 1 日（月）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

名和田部会長、荻野委員、斉藤委員、中原委員、山田委員

事務局（4 名）

中山行政管理課長、三枝主査、担当 1 名

説明者（3 名）

文化観光課長、介護保険課長、衛生課長

<開会>

【部会長】

おはようございます。

第 4 回新宿区外部評価委員会第 3 部会を開催いたします。

委員の皆様、チェックシート等を配られていますので、適宜メモを取りながらヒアリングをお願いします。

では、今からヒアリング始めたいと思います。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を 3 つの部会に分けており、この第 3 部会のテーマは「自治、コミュニティ、文化、観光、産業」です。平成 24 年度より経常事業評価の本格実施が始まり、今年度は 2 年目となります。外部評価委員会では、今回の内部評価のうち、「経常事業評価Ⅰ」の 98 事業の中から、69 事業を抽出して評価することとしています。そして、外部評価する事業は全てヒアリングを実施させていただくこととしました。

また、今年度は第 2 部会の担当する分野である「福祉、子育て、教育、暮らし」の事業が多いため、その中から介護保険及び衛生の事業について、第 2 部会に代わって第 3 部会がヒアリングを行うこととなりました。

本日は、1 事業につき 25 分の想定でヒアリングを行います。前半 10 分程度で事業の体系と内容をご説明いただき、その後、各委員から質問を行う形で進めたいと思います。質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。

では、最初に 10 分ほどで簡単に事業説明をお願いいたします。

## 【説明者】

おはようございます。文化観光課長です。それでは、最初に、施策体系における当該事業のご説明からさせていただきます。経常事業 507 番「文化財の保護保存調査等」です。

新宿区第二次実行計画の 163 ページです。上から 3 段目、経常事業 507 番「文化財保護保存調査等」という事業が、これからご説明させていただく事業です。

まちづくりの基本目標の一つに「多様なライフスタイルが交流し、『新宿らしさ』を創造していくまち」という基本目標がありますが、これを実現するための個別目標の一つとして、「成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち」という個別目標があります。

この個別目標を実現するための基本施策の一つに「文化歴史の掘り起こし、継承・発展・発信」という基本施策があります。経常事業「文化財の保護保存調査等」は、この基本施策のもとに、文化財の周知あるいは文化財の保護・啓発を行い、また、文化財調査や都市開発事業者等によって破壊の恐れのある埋蔵文化財を保護し、活用を図るために展開している事業です。

事業の目的ですが、国や東京都が指定を行った文化財以外の文化財、新宿区指定あるいは登録文化財、新宿区地域文化財について保護及び保存調査等を図り、区民の文化の向上及び郷土の文化の発展に貢献するものです。

また、文化財研究員については、地上の文化財調査や埋蔵文化財保護に関する技術的指導・助言を行う専門職として配置しています。

続いて、事業の手法・手段についてですが、新宿区指定登録文化財については、文化財保護審議会への諮問・答申を経て教育委員会にて決定するものです。

一方、地域文化財については、同審議会で意見聴取した後、教育長が認定するものです。これらの審議会等に諮問等された案件の調査は、文化財調査員が実施しています。

区の指定登録文化財または地域文化財については、ガイドやホームページを通じて周知を図るほか、現地には説明板等を設置して活用を図っています。

また、所有者に対しては、保存に要する経費の一部を奨励金補助金として交付していません。

埋蔵文化財に関しては、文化財研究員が開発事業者に対しての指導や相談、試掘、立ち会い調査、民間調査機関が実施する本調査の指導を行います。

さらに、文化財公開事業や資料の閲覧等にも対応しています。

今後の事業の方向性ですが、いずれの予算事業も他に類似する施策はなく、本事業によって利益を受ける特定の受益者はなく、受益者負担の考え方はなじむものではありません。

また、事業の実施に際しては、地域の実情に詳しい区民ボランティアとして、文化財協力員を活用していますが、文化財の保護や取扱には専門的な知識を要することから、協働の対象外と考えています。

土地の記憶やまちの記憶を継承し、共感共栄することで自ら暮らす地域に対しての誇りや愛着が育まれてまいります。従って、本事業は現状の手法によって継続することが適当

と判断するものです。

続いて、事前にいただいた質問事項について回答・説明をさせていただきます。

まず、事業の目標・指標として、「区の伝統文化や文化財への関心度」を設定されているが、「24年度末の現況 60.8%」はどのように把握された数字かということですが、

これについては、平成 24 年度の区政モニターアンケートの中で、区の伝統文化や文化財への関心度という質問項目を設定させていただき、平成 24 年の調査では 60.8%という結果を得ています。29 年度にはこの指標を 70%とすることを数値目標に設定しているものです。文化財を保護するとともに、文化財ウィークやまち歩きなどを通じて積極的に活用を図り、区民に周知をすることが関心の高まりにつながるものと考えています。

次に、地域文化財の認定審査件数及び過去の地域文化財の認定件数についてです。

地域文化財につきましては、平成 23 年度に新たに創設した制度です。地域の様々な歴史・文化資源を文化財調査員などが調査、同委員会からの指導・助言を参考に文化財保護審議会から意見聴取を行い、教育長が認定をします。

審議会から意見聴取を行った件数は 30 件です。このうち、23 件について所有者同意を得ることができ、認定につながりました。年度ごとですと、平成 23 年度は認定件数 15 件です。24 年度が 8 件、合計 23 件です。今後は毎年 10 件の認定を目標としています。

また、認定物件については、区の広報紙や文化観光課のホームページに掲載するほか、認定プレート等活用して、周知を図っていきます。

その他にも、ガイドブックやマップなどに掲載し、身近な文化財として積極的な活用を図っていききたいと考えています。

続いて、この経常事業に要する経費は、主に予算事業 507-1「文化財の保護及び活用等（保護及び保存調査等）」に要する経費によって構成されるのかというご質問です。

確かに、決算時においては、本事業の 7 割程度を予算事業 507-1 が占めています。予算事業 507-2「文化財の保護及び活用等（文化財研究員の活動）」については、費用の大半が研究員の報酬にあてられているものです。

予算事業 507-1 の歳出の主な内訳ですが、文化財調査員 10 名の活動経費、保護・保存調査、遺跡出土品の再整理、文化財整理事務所の設置等による経費です。昨年度は、三栄町遺跡の整理作業も加わっています。

委託料についてですが、主な委託先としては、地上の文化財については大学の研究室、埋蔵文化財については民間の遺跡発掘会社があります。文化財の調査や遺跡・出土品の調査に際しては、極めて専門的な知見や豊富な実務経験が必要なため、外部の専門機関に委託をしているものです。また、旧霧ヶ峰高原学園内には出土品の収蔵庫がありますが、こちらについては現地の農家組合に維持管理を委託しているものです。主な委託先については以上です。

続いて、文化財の保護・保存についての喫緊の課題は何かというご質問です。

指定文化財・登録文化財については、主に江戸時代から戦前までを保護・保存の対象と

してきました。近現代、すなわち戦後から高度成長期の文化財については、その取り組みが江戸・戦前に比べて若干遅れているのも事実です。今後、地域文化財等の制度を活用し、滅失の危険性のある近現代の文化財の保護を進めることが喫緊の課題と考えています。

さらに、開発等により滅失の危険性のある建造物や埋蔵文化財について適切な調査をすることにより、土地の記憶を未来へ継承していくことが非常に大切だと考えています。これらのことが、喫緊の課題ということになります。

続いて、改革改善の内容に記載のある「『新宿力』の創造」とは何かというご質問です。

これは、土地の記憶やまちの歴史を共有・共感することで、自らが暮らす地域に愛着や誇りが生まれ、さらにこれらを活用することで新宿のまち全体の魅力を高め、これが地域の力、ひいては新宿力の創造に結びつくものと考えています。

続いて、区民ボランティアである文化財協力員はどのように活用されているのかというご質問です。

文化財の調査や取扱については専門的な知見を要するために、文化財調査員や文化財研究員がその職務として担っています。区民ボランティアである文化財協力員は、文化財の指定や地域文化財に結びつく地域情報の掘り起こし、あるいは文化財の説明板や坂道の由来等を説明する坂道標柱の設置、標柱の現地調査、そのほか地域に根差した活動によって事業へ貢献をしていただいています。

続いて、文化財研究員の役割とその育成等についてのご質問です。

文化財研究員は定数5名の埋蔵文化財担当と定数1名の地上の文化財担当がおり、2種に種別ができます。埋蔵文化財の担当者は開発事業者に対する相談や指導、現地や埋蔵文化財指導員会議において、発掘調査に当たっての調査会社に対する指導等行っています。地上の文化財担当は、文化財に対する補助金交付や発信事業、普及・啓発などを担っているものです。いずれも専門的な知識や実務経験を持つ人材を任用しているものです。

指導・育成については、当課の学芸員が主に当たっています。しかし、非常勤職員任期が5年と限られているので、継続性が課題の一つになっています。

最後に、工事等により遺跡が損壊する場合には、事業者の負担により民間調査組織が発掘調査を実施し、区は適正に調査が為されるように指導するとのことだが、この場合の契約内容はこういったものかというご質問です。

民間調査組織との契約についてですが、こちらあくまでも開発事業者、例えばマンションの建築会社業者といったところと発掘調査会社が締結するものです。調査に要する経費は開発事業者が負担します。この際、開発事業者と発掘調査事業者、それから新宿区の三者で発掘範囲や発掘の期間等を定めた協定を締結しています。その中で、文化財研究員により発掘調査が適切になされているかどうか進行・管理をした上で、都が定める様々な詳細な基準に基づき、必要に応じて調査会社に対して是正などの指導を行っているものです。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。では、委員の方から、どうぞ自由に質問をお願いします。

**【委員】**

ありがとうございました。丁寧にご説明いただいたので、ほとんど承知いたしました。

事前に質問を提示させていただいたのは、経常事業評価は今年で二年目であり、内部評価をできるだけ正確に読み取ろうと思ってしたことです。内部評価に疑義をもってしたわけでは決してありませんので、そこは誤解ないようにお願いしたいところです。

では、質問ですが、予算事業 507-1 の事業経費について、24 年度は事業経費が約 3,500 万円であるのに対し、事業費の主たる用途という欄において計上されているのは、約 3,500 万円のうちのごくわずかの金額です。残りの事業費はどういったことに使われているのでしょうか。

**【説明者】**

その他の事業費についてですが、文化財調査員の報酬や委託料にかかっています。およその概略で申し上げますと人件費関係で 1,000 万円程度、委託料で 1,300 万円程度かかっています。直接的に事業に関わる経費を計上した結果、事業費の主たる用途の欄はこのような表記となりました。

**【委員】**

埋蔵物を霧ヶ峰の方で管理しているということですが、以前、神奈川の足柄の方にも管理施設があったようにお聞きしました。そういった施設が増えているのでしょうか。

**【説明者】**

はい。結局、増えていく一方です。ご存じのとおり、新宿は江戸の遺構・遺跡が非常に多いもので、そういうところを掘り上げると遺構・遺跡がたくさん出てきますので、それらを整理した上で、展示や保存をすべきものについて各施設で展示や保存をしています。

**【委員】**

そこで質問ですが、霧ヶ峰の保管庫が将来的には満杯になってしまうということもあるのでしょうか。

**【説明者】**

ご指摘のとおり、最終的には、どこかで一定の整理をしてなければならないとは思いますが、今のところは、区民の方に見ていただくように活用を図っていかなければならないと考えています。特に、新宿区歴史博物館に置いてあるようなものは、私どもで機会を設けて、江戸の息づかいがそのまま残っているような出土品を見ていただくことによって、新宿にはこんなに江戸の遺構があることを区民の方に知っていただき、自分の地域に愛着を持ってもらいたいと思っていますので、そのために活用を図っていかねばと痛切に思っているところです。

ただ、どんどん増えていく一方ではないかというご指摘については、どこかで整理はしていかなければいけないと思っています。

**【委員】**

開発事業者と発掘調査事業者で発掘調査契約を結ぶということですが、区が委託するわけではないのですね。

【説明者】

はい。開発事業者と発掘事業者とが契約を結びます。

【委員】

それを区は監督されるということでしょうか。

【説明者】

そうです。今の仕組みの中では、三者で協定を結ぶという形になっています。

【部会長】

他によろしいでしょうか。

では質疑を終わります。ありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長】

では、続いて、経常事業 239 番「介護保険料の収納対策等」に入りたいと思います。説明をお願いいたします。

【説明者】

介護保険課長です。それでは、経常事業 239 番「介護保険料の収納対策等」について、説明をさせていただきます。

新宿区第二次実行計画の 151 ページをお開きください。上から 4 段目の事業です。

まちづくりの基本目標の一つに、「安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」という基本目標があります。これを実現するために、個別目標の一つとして、「だれもが支え合い、安心してらせるまち」という個別目標があります。この個別目標を実現するための基本施策の一つに、「高齢者とその家族を支えるサービスの充実」という基本施策があり、経常事業 239 番「介護保険料の収納対策等」は、この基本施策のもとに、介護保険制度を適正に運営するために納付相談員による介護保険料の徴収や制度の趣旨普及を含めた活動、コンビニエンスストアとの連携による収納窓口等の拡大によって、介護保険料の収納向上を図るということを目的に事業を実施しています。

経常事業評価シートをご覧ください。事業の目的ですが、第 1 号被保険者 65 歳以上の方のうち保険料の特別徴収を除く普通徴収の方の収納を徹底するため、収納対策を行っています。

事業概要ですが、事業費非常勤である納付相談員を 3 名雇用し、介護保険料の納付相談や一括納付が難しい方の納付管理、未納の方に対する催告等を含めた滞納整理を行っています。ほかにも、保険制度の趣旨普及を含めた活動や、コンビニエンスストア 18 社との連携による支払窓口の確保なども行っています。

事業の目標・指標についてですが、滞納分の収納金額向上を事業指標として設定してお

ります。滞納となった保険料のうち、その後納付された額が24年度末で851万1,023円となっていますが、29年度末に1,000万円超えをすることを目標としています。また、コンビニエンスストアで収納した件数についても、同じく事業指標として設定しています。

コンビニ収納額と相談員の徴収額の合計値ですが、23年度が1億2,586万6,640円だったのに対し、24年度はまだ決算が確定していませんが、1億8,304万683円ということで、5,000万円以上上がっています。コンビニ収納の納付額の割合についても、23年度に比べ1.5%上がっており、全体の納付額から見て非常に重要な施策であると考えています。

全体の収納率ですが、23年度は93.05%でしたが、コンビニ収納の効果もあり、まだ決算で確定していませんが、24年度は93.81%となり、0.76%上昇する見込みです。

総合評価ですが、適切と内部評価しています。今後、団塊の世代と呼ばれる年齢層が65歳以上になり第1号被保険者数がこれまで以上に増えていく中で、未納者数も増える危険性があります。

納付相談員の活動について補足させていただくと、従前は、分納誓約をいただいたお客様に対し、毎月訪問してお支払いいただくようなことに力を入れていましたが、逆に言うと、分納誓約いただいている方は自主的にお納めいただける可能性が非常に高いのに関わらず、わざわざ訪問していたということがありました。それよりも、内勤を重視して、電話催告などにより分納相談の件数をどんどん増やしていこうと、24年度から事業の方向転換をしています。

そういったところが、予算事業239-1「納付相談員制度の運営」における活動実績にあらわれています。訪問による徴収額について、23年度が1,278万2,670円であるのに対し、24年度は85万7,710円で、訪問による徴収実績が落ちているように見えますが、内勤の分納誓約の拡大に方向転換した結果の数字ですので、ご理解いただければと思います。

そういったところを含め、事業全体を見直した結果、これまで以上に納付相談中心とした債務整理業務を強化して、保険料負担の公平性の普及・促進を図っていこうと考えています。説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございます。それでは、委員の方からご質問をお願いします。

**【委員】**

内勤にしながら収納率を上げようということですが、例えば、滞納している方がいた場合、電話による催告だけで払うところまで技術的にもっていけるものなのではないでしょうか。

**【説明者】**

確かに、内勤の電話による分納催告中心に切り替えたのですが、悪質な滞納者に対しては、訪問などをすることもあるわけで、そういう意味で決して訪問しないということではありません。滞納額が多い方には厳しく訪問をさせていただいています。

説明が不足して申し訳ございません。

**【部会長】**

訪問という手間の重点化を図ったということですね。

【委員】

滞納してしまう方にはいろんな方がいるとは思いますが、大体の感覚として、一人の方が実際に納得して納付する、つまりこの業務としての終結を見るまでの期間はどのくらいかかるものでしょうか。

【部会長】

大体どんな感じなのでしょう。何か事例はありますか。

【説明者】

難しいご質問で、いろいろなケースがあって、すぐお支払いいただく方もいらっしゃいますし、なかなか難しい方もいらっしゃいます。そういう方には何回もお話しさせていただき、年間にして大体2、3回ほど催告書の送付や訪問をさせていただければ、大体の方はお支払いいただけます。

【委員】

活動実績についてですが、24年度に訪問による徴収で約85万円、電話催告で約765万円が納付され、合わせて850万円ですよね。それに対して、非常勤報酬が770万円もかかっているというのは、何となく本末転倒な感じがするのですが。

【説明者】

確かに、非常勤報酬でそのくらいかかっていますが、訪問や電話催告以外にも口座振替の**手洗勸奨**など、いろいろな仕事を担っています。そういう中で、全体として収納率が上げていくもので、訪問や電話催告で納付された金額が納付相談員の成果を直接あらわしているものでもありません。金額ではあわせられないような効果もあります。

【委員】

内部評価の記述の問題になってしまいますが、収納対策の全体像を示した上で、納付相談員の担う役割を説明していただいた方がわかりやすかったように思います。

【説明者】

納付相談員の役割ということで、分納制度については先ほどご説明させていただいたとおりですが、それ以外にも口座振替の**推奨**という文書発送等も行っていますし、電話だけではなく、介護保険の制度の周知等もいろいろやっていますし、収納率に十分寄与しているという評価をしています。

また、収納対策の全体像というお話ですが、介護保険料は区民税や国民健康保険料と異なり、段階別となっています。ですので、高所得者の収納率は非常に高いのですが、低所得者の収納率は低くなっており、同じ収納対策でも、差し押さえ等を行うのではなく、**1軒1軒**丁寧に催告することを中心にしています。

【部会長】

民生委員さんから、この業務に関連するような情報提供などはありますか。

【説明者】



民生委員の方から保険料の納付に係る情報提供を直接受けるということはありませんが、地域における見守り等含めた中で何らかのお話をいただければ、訪問することもあろうかと思えます。

**【委員】**

納付相談員の方は様々な経験をお持ちだということですが、具体的にどのような見識・経験がある方なのでしょう。

**【説明者】**

3人のうち2人は新宿区の年金徴収部門に携わっており、かなりの実績があるということで採用しています。もう1人は民間の会社にいた方で、会計事務の経験があり、面接の上、採用しています。

**【部会長】**

先ほど話にでましたが、純粋な経済効率性を考えたら、滞納者をある程度放置しておく方が効率性から言えばいいのかもしれないけれども、公平な負担ということを考えれば、ある程度力を入れて滞納者から納付をしてもらおうという努力、そこにコストを投じざるを得ないということがあるかと思えます。ですから、純粋な経済効率性を考えたときより、もう少しコストをかける必要があるということに、この制度の趣旨があると理解したのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

**【説明者】**

はい。私どもとしては、滞納者が一人もいないように、公正に介護保険制度を守っていくという立場でやらせていただいております。

**【部会長】**

それは、こういう仕組みである以上、経済効率性だけが基準ではないので、当然そうあるべきだと思っています。

では、次の事業に入りましょう。経常事業 240 番「介護サービス事業者の質の向上」です。説明をお願いします。

**【説明者】**

経常事業 240 番「介護サービス事業者の質の向上」です。

新宿区第二次実行計画の 151 ページをお開きください。上から 5 番目がこの事業です。

この事業は、介護サービス事業者の質の向上と育成支援を主眼に新宿区介護サービス事業者協議会の運営支援、事業者向け研修会の開催、情報提供などを行う事業です。高齢者が安心して介護保険サービスをご利用いただけるということを目的に、事業者の質の向上を図っています。

事業概要としては、第一に、介護サービス事業者の支援ということで、新宿区をエリアとする事業者が加入する新宿区介護サービス事業者協議会という会があり、この会の運営の支援をしています。第二に、介護保険サービス事業者表彰ということで、介護保険サービスにおける、先駆的・優秀な支援実践事例に対して区長表彰を行っています。第三に、

介護従事者介護サービス利用者及び介護家族の支援ということで、11月11日の介護の日の前後に「しんじゅく介護の日」イベントを開催して、講演会やパネルディスカッションを行っています。介護というのは現実問題として、目の当たりにされないとなかなか意識はしないところですが、こうしたイベントを通じて、若い方などに少しでも介護の中身を理解していただき、普及を図っていきたいと考えています。

事業の目標・指標ですが、新宿区介護サービス事業者協議会に入っている法人数について、24年度末の186法人を29年度末に200法人にすることを目標にしています。

総合評価ですが、区による介護サービス事業者の質の向上の取組は事業者単独では実施困難な研修会、講演会や介護福祉展の開催という形で実績になっていると考えます。事業者側からも区の支援に感謝をいただいている、一緒に便宜を図ってやっているところです。

この事業によって、介護サービス利用者からの苦情等が減っているかというところの検証ですが、20年度と21年度は共に100件を超えていましたが、22年が84件、23年が63件、24年が61件ということで、苦情も減ってきています。これを踏まえて、今後も介護と介護サービス事業者取り巻く課題に着目をしながら、この取組を継続していきたいと考えています。説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございます。それでは、質問に入りたいと思います。

最初に、私から質問させてください。この事業は、介護保険法の規定を受けて実施しているものと思いますが、いかがでしょうか。

**【説明者】**

介護保険法に、いわゆる市町村が事業者支援をするという規定がありますので、そういった意味で、義務的自治にあたる事業だと捉えています。

**【部会長】**

それから、こういった啓発事業は社会福祉協議会とはあまり関係ないのでしょうか。

あと、福祉事業者の第三者評価のようなことが最近流行っているようですが、新宿区も、この事業とは別に福祉事業者の評価事業が行っているのでしょうか。

**【説明者】**

この事業の大目標として、区民の皆様がサービスを使う場合に主体的に使っていただきたいというようなことがあります。要は、保険者としての責務として支援しており、社会福祉協議会にこういった事業をそのままお願いするということは今のところは考えておりません。第三者評価については、別事業で行っています。

**【部会長】**

保険者としての責務で支援しているというのは、つまり新宿区のことですね。この介護保険法上の保険者は基礎自治体である新宿区ということですね。

**【委員】**

先ほど事業者の表彰等のお話がありましたが、その前提として、事業者のスキルアップ

があつてことと思いますが、区民にそういったことがわかるほどの記述がないような感じがします。その辺の実態について、もう少しお話ししていただきたいのですが。

**【説明者】**

介護の日のイベントや会議介護福祉展にはたくさんの方にご参加いただいているのですが、それで十分かというのは委員ご指摘のとおりです。ホームページや事業者協議会をとおして周知を図っているところですが、集客のみならず制度の周知という点では、今後もおなご一層周知が必要と考えています。

**【委員】**

そうすると、現実に表彰されるような良い事業者には希望が殺到するといったことは、実態としてあるのでしょうか。

**【説明者】**

過去何事業者かを表彰させていただきましたが、申込みや利用者が激増したということがあるかどうかは把握していません。ですが、ホームページや広報で周知させていただいていますので、利用者の方がご覧になればお喜びになるでしょうし、新しくお使いになれる方はこういったところがいいのではないかと考えていただいているのではないかと思います。

**【委員】**

表彰を行っているということですが、これについて質問が2点あります。

一つ目は、誰がどういう基準で選定をしているのかということです。

二つ目は、今後の表彰数の予測が横ばいということですが、基準が一定であればその基準を超える優良な事業者を増やす方向にいくのが普通感覚ではないかと思います。横ばいと予測することは何か意図があるのでしょうか。以上の2点です。

**【説明者】**

まず、事業者の選定基準についてですが、選定の審査会を設置し、外部委員である有識者2名と福祉の専門家2名、内部委員である福祉部の管理職で審査をしています。書面だけでなく、現場での事業説明等、視察などを行った上で選定しています。

次に、表彰数の予測が横ばいということについてですが、区の財政状況が厳しい中で、表彰数を拡大していくのはいささか厳しいかと思ひます。一方で、応募の数を増やしていきたいと考えていますし、選定に関しては、本当に先駆的で優秀なものを選びたいと考えていますので、数より内容重視でやっていきたいと思ひています。

**【委員】**

しんじゆく介護の日のイベントのことですが、区民と介護従事者のどちらが多く参加しているのでしょうか。

それと、もう一つ、しんじゆく介護の日のイベントの対象者が、22年度から24年度にかけて減少していますが、何か原因があるのでしょうか。

**【説明者】**

まず、講演会については、区民の方に多くご参加いただいているものと思います。介護福祉展の方は、本庁舎の外で展示を行うので、区民の方で通過されていかれる方が多くカウントが難しいところがありますが、やはり区民の方の参加が多いと思われま

す。しんじゅく介護の日のイベントの対象者数ですが、おそらく、講演会会場の大きさによるものかと思

**【委員】**

介護対象者は何人くらいいるのでしょうか。もし、介護対象者があまりイベントに来ない

**【説明者】**

とすると、イベントを実施する意義というのはどうなのでしょう。対象者、いわゆる65歳以上の方はおよそ6万3、4千人おり、要介護認定者は10万人超えています。そういった方に介護福祉施設でお知らせするのはもちろんですが、若い方など現在介護に直接関わっていない方々にお分かりいただきたいという趣旨もあります。ただ、いずれにしろ、もう少し周知をしなければならないとは思っています。

**【委員】**

新宿区介護サービス事業者協議会に対して、区による研修会講師への謝礼負担や運営支援を行い、質の向上をサポートするということですが、その他に、質の向上のために区として協議会を支援している側面があれば教えてください。

**【説明者】**

全体的な話になるかと思いますが、委託で研修事業も行っています。

**【委員】**

協議会に委託するということですか。

**【説明者】**

いえ。協議会ではなく別の会社に委託するということです。研修を専門とする法人に委託をしています。そういった面では、事業者の質の向上に寄与していると思っています。

**【部会長】**

この新宿区介護サービス事業者協議会というのは、おそらく専従職員がいるような組織ではないのですよね。事業者がときどき集まる連絡協議会のようなイメージをしていたのですが。

**【説明者】**

はい。いわゆる事務所などありません。運営の支援は事務局でやらせていただいているという状況です。

**【委員】**

そうすると、運営の支援に要する主な経費はどのようなものなのでしょうか。

**【説明者】**

いわゆるイベント経費や、いろいろなお知らせを区から発送させていただく際の郵便代等々です。

**【部会長】**

介護保険制度が変わりますといったお知らせなどでしょうか。

**【説明者】**

協議会の開催通知というようなものから、制度改正についての説明会の案内というもので、様々です。

**【委員】**

自分の中でもやもやしているのですが、例えば、事業の指標が協議会に入っている法人数というだけではおかしいのではないかと思うのです。事業概要を 1、2、3 と分けていらっしゃるのであれば、それら三つの達成状況というのは明らかに違うので、それぞれに対して具体的に指標があってしかるべきではないでしょうか。それぞれもっと具体的に目標なりを立てていただくことによって、この事業にとって本当に大事なものが認知されると思うし、これだけの必要性があるのならばもっと予算をつけた方がいいのではないかという話にもなっていくのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

**【部会長】**

指標を設定する際のお考えなどがあればどうぞ。

**【説明者】**

この事業の一番の目標ということで、新宿区介護サービス事業者協議会に入る事業者を増やすことをあげさせていただきました。ご指摘のとおり、研修会の参加人数ですとか、イベントの参加者数等のいわゆる事業の具体的な数値部分の目標設定についても、検討させていただければと思います。

**【部会長】**

ありがとうございます。

では、次の経常事業 244 番「介護給付適正化の推進」に入りましょう。説明をお願いします。

**【説明者】**

新宿区第二次実行計画の 151 ページをお開きください。上から 9 番目がこの事業です。

経常事業 244 番「介護給付適正化の推進」です。この事業は、介護サービス事業者に対する主導検査、介護報酬請求内容の点検などを行うことにより、サービス利用及び介護費用適正化に取り組み、介護保険制度の安定的な運用を目指すという事業です。

事業の目的は、要支援者・要介護者の尊厳の保持と自立支援ということで、区民の信頼を得るために安定的、持続的な運営をするということが適正化の目的です。

具体的な事業内容ですが、第一に、事業者指導等として実地指導、いわゆるサービス事業者施設に直接私どもが立ち入り調査をしています。それから、集団指導として、事業者にお集まりいただき、一括で指導を行っています。ほかにも、ケアプラン点検ということで、施設サービス事業者に赴きケアプランそのものを内容のチェックを行い、確認後、ケアマネージャーの面接を行うというものがあります。第二に、介護報酬請求内容点検、い

わゆるレセプトがあります。介護給付適正化システムを活用し、請求内容の点検・調査を行っています。これについて、過誤申し立て等あれば適宜対応しています。居宅系サービス利用者への利用実績を記載した介護給付費通知の送付については、23年度で終了しています。

事業目標についてですが、実地指導・集団指導・ケアプラン点検を実施した事業所数を設定しています。24年度末の53事業所を29年度末は60事業所に増やしていきたいと思っています。

具体的に、事業所指導の実施状況等について申し上げますと、24年度は、集団指導が年1回、ケアプラン点検が15事業所、実地指導が40事業所で実施しました。区内の事業所数は650前後に対し、24年度は50に指導を行ったという状況です。

報酬の請求内容の点検についてですが、請求の総数は22万件あり、これら全てをシステムに通して点検内容を確認しています。その中には疑義のあるものもあり、これについては、事業者宛てに文書及び電話で確認をとっていき、内容が誤っている場合は請求そのものを戻すということをやっています。その件数は24年で約1,400件あり、その後400件について正しい請求に直させた、つまり適正化を行いました。

それから、計画的な実地調査と苦情をもらった時の実地調査の違いというか、それぞれどういった考え方でやっているかという点、計画的な実地調査については年度当初に前年度までの指導状況や利用者から連絡があった情報により、区が選択して調査をしています。苦情や事故報告書に基づき緊急なもの、虐待の疑い等々含めてそういったもの、緊急に指導の必要性があるものについては、すぐ現地に赴いて文書確認や聞き取りを行っています。

それと、23年度に廃止した介護給付費通知について、年に1回約1万4,000件お送りしていましたが、問い合わせは大体20件程度あったというところです。なぜ辞めたかという点、送料等ということもありましたが、介護保険のサービスはプランに基づいてケアマネージャーが管理を行っており、ケアマネージャーから毎月ごとにプランの見直しやサービス提供についてきちんと説明をさせていただいているので、通知は必要ないだろうと判断したためです。

最後に、総合評価についてです。地域包括ケアを実現するためには介護サービスの質の向上が重要であり、区で実施する事業者指導等は介護サービスの質の維持に寄与すると考えています。また、適正な介護報酬請求について介護報酬内容点検が非常に大きな効果があると考えています。説明は以上です。

#### 【部会長】

ありがとうございました。この事業も、事業区分は義務的自治となっていて、介護保険法の規定に従って保険者として厳正に指導されている性格の事業だろうと思います。

まず、私から質問させていただきます。介護給付の適正化をするように介護保険法に規定されているのだろうと思いますが、その適正化の方法について国が作ったひな形のようなものがある程度あるのでしょうか。

**【説明者】**

もともとの基準等として、プランはこう作りなさいとか、職員の配置基準はこうしなさいというようなところはあります。最近では、地域密着型について区で新しく条例化をしているということもあり、指定も含めて区の条例に従って行っておりますが、東京都のマニュアルなども参考にすることもあります。

**【部会長】**

実は、私は介護事業者でもある社会福祉法人の理事もやっていますが、厚労省がなかなか基準を示さないとか、介護保険の細かい基準が毎年変わるというようなことがあり、介護事業者は大変ではないかとよく思います。その点、区から介護事業者に対して懇切丁寧な説明をすることが必要なのではないかと思います。その辺の実情について、もし何かありましたら教えていただきたいと思います。

**【説明者】**

そういったことも含めて、事業者や利用者からのお話を受けて、すぐに対応させていただいているところです。また、介護保険制度は3年に1度大改正が行われますので、制度改正の説明会等をきちんとやらせていただいています。

ほかにも、日々いろいろ変わるところもありますので、そういったことがありましたら、事業者の周知という点で、丁寧にやらせていただきたいと思います。

**【委員】**

事業説明の中でお話いただいたことの確認になってしまいますが、区内に650事業所ほどある中で、実地指導や集団指導等をした事業所は、24年度は53事業所であるということでしょうか。

**【説明者】**

まず、全事業所に対する実績ということについては、確かに、650ほどの事業所がある中で、全ての事業者に対して実地指導を行うのが理想だろうとは思っています。ただ、現実として、なかなか難しいところがあるますので、年間計画を立てる場合に前年度までの指導状況や、利用者や職員からの通報実績等を鑑みて、必要がありそうなところについて優先的に実地指導を行っています。

また、これ以外にも、都の管轄である特別養護老人ホームなどは都が独自で実地指導を行っています。区にも連絡がきて一緒に指導に行くというようなこともあります。この件数は、実績の中に含めていません。こういった年度計画になっていますが、今後は件数をなるべく増やしていきたいと思っています。

**【委員】**

実地指導の結果というのは開示されているのでしょうか。

**【説明者】**

全て詳細に公表はさせていただいてはないところではありますが、区には営業停止等の権限をもっていますので、そういったことになった場合にはもちろん公表させていただい

ています。

【委員】

その前時点のものは開示していないということでしょうか。

【説明者】

いわゆる処分まではいかないものについては公表していません。

【部会長】

他によろしいでしょうか。

では質疑を終わります。ありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長】

では、続いて、経常事業 199 番「食品及び環境衛生関係法令に基づく試験検査等」に入りたいと思います。説明をお願いいたします。

【説明者】

衛生課長です。先日のヒアリングで、衛生課の事業全体の概略についてお話をさせていただきました。今回は、衛生課の中でも、食品関係の事業についての説明です。今からお話しする経常事業 199 番と経常事業 193 番は、相互に関連する事業です。

まず、平成 24 年度の新宿区食品衛生監視指導計画の実施結果に基づき、概略を説明させていただきます。

新宿区の特色としては、立入検査の対象となる施設が全部で 2 万 7,101 施設あります。これは、いろいろな法令や省令に基づき、対象となった施設です。23 区の中では二番目に多いです。その中のコアになる部分は飲食店営業で、1 万 4,470 施設ほどあります。これも 23 区の中では二番目に多くなっています。ほかにも、新宿区の特色として、歌舞伎町や大久保地域、神楽坂など、地域的にもさまざまな飲食店があります。

その中で、我々の目的としては、食品衛生を向上させていくということがあります。それを通じて、ひいては新宿区民、外来者の健康を保っていくことを目的としています。

以上が前置きで、事業内容の説明に入りたいと思います。

まず、経常事業 199 番「食品及び環境衛生関係法令に基づく試験検査等」についてです。

食品にしろ、環境にしろ、検査というのは、手段の一つとして非常に大事なものだと思っています。食品に関して言えば、この後説明する経常事業 193 番の方が本体に当たり、本体を実現するためにこういう試験検査等を行っているということです。この試験検査の中でも一番多いのが食品関係で、それが大半を占めています。

事業概要についてですが、第一に食品細菌検査、これが大部分を占めており、いわゆる収去したものや苦情品についての細菌の検査を行うものです。第二におしぼり検査、これは環境衛生監視員が採取した貸しおしぼりの検査を行うものです。第三に砂場の寄生虫卵の検査、これは公園の砂場における寄生虫等の検査を行うものです。第四に食品中の放射



性物質測定検査、これは24年度より区内の保育施設及び幼稚園、小・中学校等の給食などの放射性物質の測定の検査を行うものです。

この経常事業199番は、基本的に、西新宿保健センターの中にある検査部門で直営的に行っているものが入っています。もちろん委託している部分もあります。例えば、理化学検査、いわゆる添加物などの検査については委託していますが、そういう経費は、この後説明する経常事業193番の中に含まれています。そのため、経常事業199番の実施方法は直営となっており、委託には該当しないという形になっています。

それで、経常事業199番について、いくつか事前に質問をいただいていますので、それに沿ってご説明をさせていただきます。

まず、どのような組織体制で実施されているかということについてです。

検査部門に関しては、場所的には西新宿保健センターの中に入っています。職員の体制ということですと、検査部門は常勤職員が2名、再雇用職員が3名、その他非常勤の職員とかアルバイトなどがいます。それらが直営で検査を行っています。どんなものが持ち込まれるかについては、食品関係は衛生課の食品衛生監視員が持ってきますし、おしぼり関係は衛生課の環境衛生監視員が持ってきます。砂場の寄生虫卵検査はみどり公園課の職員が持ってくるという形になっています。放射性物質の測定に関しては、教育委員会の小学校、中学校等や保育課が持ってくるという形で、それぞれの分野でそれぞれに持ち込まれています。それについて、検査部門で検査をするという体制になっています。

続いて、収去品がどのように提出されているか、収去はどのような考え方で行われ、それが事業目的にどの程度資しているかということについてです。

これは、収去品等検査実施状況に基づきご説明いたします。平成24年度の細菌検査検体数は896件で、このうち約700から800件を毎年直営で検査しています。

では、これらをどのように抽出しているかということについてですが、簡単に言えば、重点的なもの、リスクの高いものを選んで収去し検査しています。全てを検査することは非常に困難ですし、全てを検査するよりもリスクの高いものを抽出して検査した方が、効果が高いという考え方にに基づき行っています。リスクの高いものについては毎年検査行っています。

リスクの高いものはどういったものかということ、5つの観点で抽出しています。まず一番目に、劣化しやすい食品ということで、刺身とか寿司等を選んでいきます。二番目に、大規模な食中毒が発生する危険性の高い業態ということで、弁当や仕出し、大規模な宴会場などを選んでいきます。三番目に、抵抗力の弱い集団が利用する施設ということで、学校とか保育園、高齢者福祉施設などが提供する食事等があります。四番目に、区内で製造され広域で流通する食品ということで、お菓子や麺類、清涼飲料水等を選んでいきます。五番目に、食品衛生法で規格基準が設定されている食品ということで、牛乳やアイスクリームなどを優先的に抽出しています。

具体的な数字で言いますと、平成24年度で言えば、魚介類・加工品が73件、食肉・卵

類加工品が 10 件、菓子類が 142 件、弁当・そう菜類が 440 件検査を行っています。

とにかくりスクの高い食品を選定して毎年検査を行い、それ以外は随時検査を行うという形でやっています。この方法が一番効率的ですし、事業目的である区全体の食品衛生を向上させるということに資すると考えていますので、今後もこの方法をとっていきたいと考えています。

続いての質問で、社会情勢の変化や区民のニーズにも対応しているということ、他の部署の要望に応えるということとは、具体的にどういうことかということですか。

これについて、いくつか例は出せますが、一番端的なものとして、24 年度の放射性物質の測定を例にお話ししたいと思います。放射性物質の測定は、東日本大震災における福島原発事故を受けて、区民の関心が非常に高まり、特に給食関係について心配なので検査してほしいというお声をいただいた結果、24 年度より定期的に検査を行いました。平成 24 年度は、学期ごと 3 回に分けて検査を実施して、小・中学校の給食、保育園の給食等を検査しました。小・中学校の給食は、調理済みのものを調べるという形をとりました。保育園の方も最初はそういう形でやっていたのですが、途中から、それぞれの食材ごとの検査もしてほしいというご依頼があったので、それに応じる形で、単体ごとの検査、食材ごとの検査も始めました。それから、学校菜園について調べてほしいというような要望があったので、その辺についても柔軟に対応しました。このように他部署から依頼があった場合は、それに応えるという姿勢でおりました。

もう一つ例を出しますと、牛のユッケによる腸管出血性大腸菌、O111 による死亡事故がありました。そういう事件が起きると、O111 についても検査項目つけ加えてほしいという要望を受けますので、それに对应するというようなこともありました。このように、それぞれ要望に応じて柔軟に対応するというような考え方です。

続いての質問で、緊急検査や苦情検査、新しい検査項目等、それから組織体制のことについてです。

緊急検査や苦情検査については、できるだけ対応するようにしています。苦情等は年間十数件お受けしますが、できるだけ対応するようにしています。それから、新しい検査項目については、いろいろ要望とかありますが、能力的な問題、機器の問題、試薬の問題等を踏まえ、受け入れが可能かどうか検討し、受け入れられるようであれば検査項目を増やしています。

組織体制については、24 年度に放射性物質の測定を新たに始めたので、非常勤職員を追加配置し対応したということがありました。ほかにも、人事異動等がありますので、内部で検討し、体制をきちんと整えていきたいと思っています。

最後に、外部委託を行っているのかというご質問です。

これは、平成 22 年度以降、外部委託を結構行っています。委託先はどのようなところかというと、水道法や薬事法、食品衛生法などの法律に基づいた厚生労働大臣の登録検査機関というものがあって、この機関でないと委託できないことになっています。そういっ

た機関の中から、委託する分野、つまり水質検査や家庭用品検査、添加物検査、残留農薬検査、ノロウイルス検査など、それぞれを専門とする業者を選んで、入札を経て、委託先を選定しています。

ほかにも、委託にすることによって、今まで区ではできなかった検査もできるようになりました。例えば、ノロウイルス関係や、甘味料の添加物、カビ毒、残留農薬といったものについて、今まで直営ではできませんでしたが、委託によってできるようになりました。

また、直営でもできないことはないのですが、直営でやると機器類の維持管理経費等コストがかかる場合もあるので、委託によってコストの面でも削減できたのではないかと考えています。説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございました。では、ご自由に質問をお願いします。

**【委員】**

弁当などを路上販売している人を見かけますが、そういうものに対する検査の体制というのはどうなっているのでしょうか。

**【説明者】**

もちろんそれらについても検査を行います。収去検査、いわゆる路上で売っている弁当などの衛生状況の確認のようなことを、東京都全体で行っている最中です。新宿区もそれに協力する予定です。

確かに、路上販売の弁当、食品については、東京都全体で問題になっています。新聞やテレビなどで目にする方もいるのではないのでしょうか。今現在、東京都全体でその問題について検討しているところで、今後、それに対する体制も一層強化されてくるのではないかと考えています。

**【委員】**

新宿でも、昼間路上に台を置いてそのまま売っているところを見かけます。そういうような食品が普通に売られていて、何か危なそうだと思って、区の体制をお聞きしたのです。

**【説明者】**

まず、基本的なこととして、そういう商売をされて方に対しては、販売の届出等、最初の段階で保健所が絡んでいることは間違いありません。その後の監視指導等については、必要に応じて適宜行っています。こちらに通報等が入れば、担当地域の監視員が不適切な取扱をしているところについて指導して回っているという状況です。

**【部会長】**

「収去」というのは、いわゆる行政処分なののでしょうか。つまり、区が身分を示してその食品を持ってくるのか、それともちゃんと対価を払って食品をもらってくるのか。

**【説明者】**

収去については、法令上もちろん規定されており、対価を払わなくていいということになっています。

**【部会長】**

令状などはなくても、身分証明書を示して持ってくるのでしょうか。

**【説明者】**

収去とは、食品衛生法で権限として与えられているもので、検査のために無償で必要最小限の量をいただいでくるものです。そのときには身分証明書もお見せしますし、収去書といって、こういった目的のために何グラムいただきましたというものを営業者の方にお渡しします。検査結果もお渡ししますし、場合によっては指導も行います。

**【部会長】**

他によろしいでしょうか。

では、次に経常事業 193 番「食品衛生関係法令に基づく監視指導及び営業許可等」のご説明をお願いします。

**【説明者】**

経常事業 193 番「食品衛生関係法令に基づく監視指導及び営業許可等」です。これは、食品全般に係る事業です。事業の目的は、端的に言えば衛生の向上ということで、食中毒などの飲食による衛生上の危害発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的としています。

事業概要についてですが、一つは、食品衛生関係法令に基づき営業許可、監視指導、食品等の収去検査を実施します。これらが、この事業における一番大きなところ です。

それから、食中毒発生時の調査や違反が発生した場合の不利益処分を行います。平成 24 年は、新宿区で食中毒は 12 件ありました。例年大体 10 件ぐらひはあります。新宿区に飲食店が多いことを考えると、他の区でもこのぐらひの数は出るだろうと思います。

そのほか、食品衛生推進員の委嘱も行っています。食品衛生推進員というのはいわゆる専門家の方で、12 名を委嘱し、食品衛生に関してアドバイスを受けています。

それから、食品衛生実務講習会も行っています。これは、飲食店等の食品衛生の責任者等を対象に、食品衛生に関する講習会を実施するものです。

それで、事前にご質問をいただいたことについてお答えいたします。

特定財源はどのように算出されているかということです。

この事業の特定財源は食品衛生手数料です。平成 23 年度は、特定財源が 6,259 万 3,000 円となっています。それが、食品衛生手数料のいわゆる実績ということになります。内訳を申し上げますと、営業許可の手数料が 6,000 万円強になります。これは、業種ごとに単価が異なっていて、新規分と更新分があり、業種によって更新時期も異なります。食品関係だと大体 6 年から 7 年ぐらひで更新になります。営業許可の更新で一番多いのは飲食店営業で、新規が 1,907 件、3,489 万 8,100 円、単価 1 万 8,300 円です。更新が 998 件、888 万 2,200 円、単価 8,900 円となっています。いろんな業種がありますが、全て合計して、新規 3,147 件、5,067 万 6,100 円、更新 1,474 件、1,191 万 6,500 円です。新規と更新を合計すると、平成 23 年度は 6,259 万 3,000 円ほどになります。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。では、委員の方からどうぞ。

【委員】

經常事業 193 番でいう収去と、經常事業 99 番でいう収去の違いというのを、もう一度ご説明ください。

【説明者】

基本的には、食品衛生監視員が収去する、いわゆる実際の食品をとってくるというのが經常事業 193 番における収去です。そのときにとってきた食品を検査するのが經常事業 199 番の方です。検査を行ったところ、細菌等が多ければいわゆる不適なものということになり、不良検体ということになるので、それが出てきた場合は指導等を行います。それがまた食品衛生監視員の方に戻ってきて、經常事業 193 番の方の食品衛生監視員が指導をするという形になっています。

【委員】

そうすると、予算事業 193-3「食品衛生関係法令に基づく監視指導及び営業許可等（収去品検査）」の事業費の主たる使途に「登録検査機関検査委託料（収去品）」というものがありますが、この機関に委託をしている検査委託料というのは、検査だけではなくて、収去することも含むのでしょうか。

【説明者】

いや、違います。区の検査係だけでは検査できないものについては、専門の機関に委託して検査をしているのです。例えば、ノロウイルスや食品添加物等についてです。そういったものについては外部に委託して検査をしてもらうということで、その委託料が発生してくるということです。

【委員】

ということは、検査自体は、經常事業 199 番も經常事業 193 番もあるということですね。

【説明者】

そうです。

【部会長】

今のご疑問、もっともな面があるかなと思います。要するに、営業許可あるいは収去といった行政処分的なものというのは法定受託事務になっており、それに対して義務的自治として試験検査等を行う。行政の法律上の仕組みとしては別々になってしまっているということでしょうか。処分をすることと、その結果を実行するということが別々になっている。ちょっとややこしいですね。

【委員】

經常事業 193 番における単独自治の部分について、この部分を新宿区固有として扱っている部分だとすると、他の区よりも特色があるのはどういったことなのでしょう。

【部会長】

単独自治とは、多分講習会などではないでしょうか。

【説明者】

そうですね。やはり講習会ですね。いわゆる予算事業 193-6「食品衛生関係法令に基づく監視指導及び営業許可等（食品衛生実務講習会）」です。実務講習会は、区によってやり方や量が異なります。細かい業種別にやっているところもあれば、要望を受けないとやらないという区もあります。我々とすれば、リスクの高いような業種は、実際にこちらから集めて監視指導も行ったりしますので、そういう業種に対しては積極的に講習会を開いています。この部分が経常事業 193 番でいう単独自治的部分です。

【委員】

ところで、こういう手数料をとることが適切だということは、我々はどのように見てもらったらいのでしょうか。

【説明者】

手数料の根拠は当然条例にあるわけで、条例によってそれぞれ金額等違うわけですが、どれも。

【部会長】

手数料を取っていいというのは、いわゆる手数料条例に記載があるのでしょうか。

【委員】

手数料条例を新宿区としてもっているわけですね。その手数料条例というのは、以前から変わらないのでしょうか。

【説明者】

条例を変えることはできますが、現状を言うと、基本的に 23 区で同じになっています。手数料を計算する際の根拠があって、実際の書類の手續にどれくらいの時間かかるか、監視するのにどれくらいかかるか、そういうものを全て計算して、それを根拠に手数料を設定します。それで、手数料の算出する根拠を明らかにしたうえで金額を決めていくということです。

【委員】

食品衛生監視員というのは、区の職員の方と理解でよろしいのでしょうか。

【説明者】

そうです。

【委員】

食品衛生推進員というのは、どういう方が任期どのくらいでされているのでしょうか。あと、会議や講習会以外にどのくらいの活動をされているのでしょうか。

【説明者】

まず、食品衛生推進員についてです。区内にある食品関係の団体で「食品衛生協会」という団体があり、食品衛生推進員 12 名のうち半分の方がそこからきています。その辺の方たちは食品衛生に関して非常に造詣が深く、長く関わっていらっしゃるので、委嘱をさせ

ていただきました。その他の 6 名に関しては、それぞれの業態等で食品関係に実績のある方ということで、大手デパートやホテル関係の方を選定させていただきます。任期は 2 年で、年 2 回の会合を行っています。その中で、一番重要な仕事と思われるのが、監視指導計画のチェックです。食品衛生関係は毎年度、食品衛生行政の面で計画を立てることが条例上決まっております、監視指導計画というものを立てています。その監視指導計画の内容についてチェックしてもらっています。保健所の監視指導方針や重点事業について、これでよいかどうか確認していただきます。

それ他にも、推進員の方たちは、東京都の会合などに出て情報交換し、専門的な能力を高めてもらい、その能力を区の行政に反映してもらっています。こういったことが、食品衛生推進員の役割です。

#### 【委員】

そうすると、内部評価からは、食品衛生推進員は営業者からの相談に応じて必要により助言を行うということが主たる内容のように見えますが、そういった部分はされてないのでしょうか。

#### 【説明者】

失礼しました。その辺のことが抜けていました。

それについては、実を言うと、日常的な業務ということではありません。ただ、例えば 8 月 1 日に食品衛生フェアを街頭で行っているのですが、推進員の方にも来てもらって、相談を受けてもらうということがあります。

#### 【部会長】

そういう推進員さんという方がいらっしゃるの、食品衛生法が定めているところで、それに基づいて新宿区は要綱を定めて任命していらっしゃるということのようです。

他にいかがでしょうか。

#### 【委員】

参考までに知りたいのですが、食品衛生協会という団体は、全国的に協会ネットワークがあるのでしょうか。どういう団体なのでしょうか。

#### 【説明者】

これはなかなか大きな協会です。新宿区にもあります。それから、上部団体として、東京都にもあります。全国区にもあります。これは、基本的には業界の団体の方たちが集まっているわけですが、もともとは戦後すぐに結成された団体で、新宿の場合は、以前は教会が 3 つあったのですが、3 つの区が一つに合体して新宿区になったときに、協会も 1 つに合体しました。いろいろな業種の方が集まってやっていますが、あくまでも目的は食品衛生の向上ということです。だから、業界の方たちが、保健所と協力しながら自主的に食品衛生を高めていく、そういう団体です。

#### 【委員】

ということは、協会の方が推進員もやっていますということだったのですね。その協会

の 6 人の方は、協会の役員でもあるけれども、そもそも飲食店の経営者というような立場の方という理解でよろしいのでしょうか。それとも、協会が雇用する専門家なのでしょうか。会員さんなのか、職員なのか、どちらなのでしょうか。

**【説明者】**

実態としては会員です。実際にお店等のご商売をされている方が入っています。

**【委員】**

せっかくの機会なので教えていただきたいのですが、24 年度の監視指導の実績が 1 万 5,000 件ほどあって、食品衛生監視員の方々や職員の方だけで、この件数をこなしているのでしょうか。

**【説明者】**

これは、実を言うと、予算事業がいろいろ分かれていて、食品衛生監視員もそれに応じて分散して記載されているので、数が少ないように見えてしまうのですが、新宿区の場合は食品衛生監視員が 24 名います。全部で 24 名いて、衛生監視的なこと、許可のこと、収去品のこと、食中毒の問題のこと、それぞれみんな手分けして行っています。1 人がいくつもの仕事をやっているのですが、予算事業に分けた場合、24 人よりも少なくなってしまうのですが、結局は 24 人全員でやっています。24 名というのは 23 区の中でも多いほうです。新宿には飲食店が多いので、監視員も当然多くなります。

**【部会長】**

基本的には人海戦術で 1 万件をこなしているということですね。

**【委員】**

ご説明いただいて、全体としてはよくわかりました。非常に重要であり大規模な仕事であるようですが、区のサービスというのをどの程度に考えていらっしゃるのでしょうか。もちろん、検査部門等があるので、それについてしっかりやっていくという意味では区の仕事だと定義をすることもできるかと思えます。しかし、民間では、最近、講習会などの受講費用を個人で負担するということが多くなってきたと聞きます。確かに、ある部分は会社で負担するということもあるかと思えます。検査等については区が行わなければならないというのは確かにそうだと思いますが、講習会などを区の負担で行うということについて、どこまでを区のサービスとして捉えているのでしょうか。本来的には、それぞれが自己意識をもって行うべきではないかと思えますが、その辺はいかがでしょうか。

**【説明者】**

食品衛生というのは、もちろん営業者にとっても非常に重要なことです。それができていなければ、実際商売はできなくなる、信頼性もなくなるということで、確かに、重要な面もありますが、何と云っても我々の目的とするところは区民の健康、区民の衛生ですから、その辺を単に業者だけに負担させるということはなかなかできないと考えています。区民全体の健康のために、検査も当然必要ですし、講習会等も一定程度は必要だと考えています。



**【部会長】**

他によろしいでしょうか。

**【委員】**

例えば、衛生的に何かがあるというようなもの以外に、産地等の表示が正しくないというようなことが昨今いろいろ出てきて、おそらく違う課が担当されていると思いますが、そのあたりの連携というのは実際あったりするのでしょうか。

**【説明者】**

まず、連携ということ言えば、消費者支援等担当課などと連携したりします。

一つ例として出せば、昨今話題になっている食品表示の問題については、食品表示の一元化に向けて統一をしていくこととなりますが、その中で、これから連携を強めていく必要があるのではないかと認識しています。

**【部会長】**

よろしいですか。

では質疑を終わります。ありがとうございました。

今日はこれで終わります。

<閉会>